

労保連あいち

第24号

2017年9月

(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F704号室

TEL 〈052〉561-5038 FAX 〈052〉563-0343

<http://www.aihoren.server-shared.com/> E-mail: aichi.23@abeam.ocn.ne.jp



恋路ヶ浜・大石海岸（愛知県観光協会）

目 次

●第13回通常総代会が開催されました……………	2
●創立40周年記念式典・祝賀会……………	4
●第13回通常総代会における神戸敏治代議員への回答……………	5
●年度更新後の注意点……………	6
●平成29年度労働保険加入促進業務について……………	7
●定期会議の開催状況……………	8



(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

第13回通常総代会開催される

第13回通常総代会が5月29日月曜日、午後1時半より名鉄グランドホテル11階柏の間において盛大に開催されました。

代議員総数45名中、40名（委任状含む）が出席、来賓として愛知労働局の小塚雅之労働保険適用・事務組合課長、始め7名の方々のご臨席をいただきました。



（竹内会長挨拶）

通常総代会は、廣瀬副会長の司会により浅岡副会長の開会のことばで始まり、竹内会長が来賓並びに代議員、役員など、各位の出席のお礼を述べるとともに、「本連合会が、愛知労働局始め関係機関との連携のもと、加入事務組合を通して、労働保険適正加入促進事業や総コン事業など、組合員にとって必要な事業に積極的に取り組んできていること、また、会員皆様のご協力により、平成28年度事業も確実な実績をあげることができたこと、本年度の創立40周年記念事業開催に伴う表彰事業のご案内などさせて頂きました。また引き続き本連合会の本来の役割である労働保険事務組合の運営に係る指導・育成に努めるとともに、総合コンピュータシステムの利用促進にも力を注いでまいりたいので、一層のご支援ご協力をお願いしたい。」旨、あいさつしました。

ついで出席者の中から、日進市商工会事務局長 鈴木正敏氏が議長に選任され、鈴木議長は就任あいさつの後、議事録署名人に愛知工業ミシン商業協同組合の鬼頭邦夫氏及び東海労基会の松岡憲二氏を選任し書記に事務局職員を指名後、議事に入りました。

ここで議長により議事運営に資するために全保連でも導入している副議長を設置する旨の申し出があり、議場より「議長一任」の声があつて小牧商工会議所の成瀬哲夫代議員、愛西市商工会の武藤毅代議員を選出しました。

ついで議長から議事に関する申し出があり、議事運営ルールについて及び審議時間の制限、議案提出方法、質疑打ち切り権限、動議の取扱いについて等を説明し、出席代議員の承認を得て議事に入りました。

今年度は任期満了に伴う役員改選があり、4議案となりました。

第1号議案 支部会則の一部改正（案）について

第2号議案 平成28年度事業報告並びに収支決算の承認について

第3号議案 平成29年度事業計画並びに収支予算の決定について

第4号議案 任期満了に伴う役員の選任について

以上の議案が提出され、いずれも事務局が議案内容について重点的説明を行いました。

第1号議案は事務局の説明の後、神戸代議員から執行部の一本化等について質問があった。会長は役員選考委員会の協議のなかでこれから検討される課題として前向きに検討している旨を回答し、特に他に意見もなく承認可決されました。

第2号議案について事務局説明の後、尾北織物工業組合理事長の平松誠治監事からの監査結果の報告があった後、神戸代議員から質問があった。

会員加入拡大について及び正味財産の件についての質問であった。今年度開催の組織改革の中で検討されるという内容及び財政については本部との指導よろしきを得て運営する旨の執行部による回答があり他に意見もなく承認された。

第3号議案について事務局の説明の後、田畑代議員と神戸代議員による質問の賃貸料の不明確な事務局答弁については、事務局により会報にて正確な回答でご案内をするということにより了解を得て、第3号議案も賛成承認された。

この後、任期満了に伴う役員代議員の選任のため理事会が開かれ、理事会終了後理事会の結果が総代会に報告されました。以上で議案審議が終了しました。

すべて終了したため、鈴木議長が議長席を降壇され、続いて愛知労働局労働保険適用・事務組合山田課長の来賓祝辞をいただきました。他にご出席の6名の来賓の紹介がされ、そして祝電披露では全保連はじめ愛知県中小企業団体中央会、中部ブロック八支部より頂いた旨の披露がありました。

五藤副会長の閉会のことばで第13回通常総代会は閉会となりました。

今回の総代会・理事会で選任されました新役員は下記のとおりです。

会長	竹内一房	副会長	浅岡哲也、五藤政尋、南部 勝
常任理事	長谷川正己、丹羽誠、松野一彦、高取律男、田中洋、石渡伊津子、横田 厚、大川哲男		
理事	宇佐美三郎、大竹一弘、牧野孝彦、伊藤高潤、村上秀樹、野口安廣、石原順二、阿垣剛史、市川育生、間瀬勝、松岡憲二、田畑儀弘、伏木勇、吉田秀子、板平勇、柳澤孝幸		
監事	平松誠治、堀田忠彦、小瀧招啓、 (敬称略・順不同)		

創立40周年記念式典が木暮愛知労働局長、森岡 愛知県副知事含め46名の来賓と73名・団体の表 彰者を迎え盛大に行われました



木暮愛知労働局長



森岡愛知県副知事



記念式典の会長あいさつ



全保連 堀谷会長



表彰式



祝賀会の模様

第13回通常総代会における神戸敏治代議員への回答

ご質問は事務局の回答約26万円の家賃は年間合計がこの記載では計算に合わないという指摘でした。

703号室の家賃は26万円ではなく、正確には共益費込みで232,424円となります。そして法人会計からと事業会計からの二つの会計より支出されます。

法人会計とは年間業務の中で管理業務及び役員会等の法人全般に関する支出を言い、按分支出となります。

事業会計とは法人会計以外の支出で、指導育成事業、普及広報事業、労働福祉事業、総コン事業、加入促進事業、労働災害保険事業、周知啓発事業に相当する支出となります。

平成29年度収支予算書内訳表(総代会資料28pから29p)をご覧頂きますと右欄の合計欄に相当する金額を収支予算書(同26pから27p)の予算額の欄の合計が確認いただけると思います。

ご指摘の欄は管理会計の数字となります。

ちなみに賃借料は703室と事務所使用の704室合計で共益費込み499,083円となります。法人会計と事業会計で年間分の支出を按分しています。

平成29年度一般社団法人全国労働保険事務組合連合会・通常総会

と き 平成29年6月22日(木) 東京・ホテルグランドパレス

表彰式 13:00~13:40

総 会 14:00~16:30

懇親会 16:40~

当日出席者(本会) 竹内一房、浅岡哲也、南部勝、長谷川正己(敬称略・順不同)

「愛知県最低賃金」は、10月1日から

時間額 871円 に改正されます。

愛知県内の事業場で働く常用、臨時、パートなどすべての労働者に適用されます。なお、愛知県の特定(産業別)最低賃金については、現在、改正のため調査審議中ですので、今後の改正状況に注意して下さい。詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課(電話052-972-0257)、または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

総コン利用事務組合様へ

年度更新後の注意点

❖ 申告書類の手修正は必ずご報告を！

今年度の年更時にもかなりの事務組合で申告済概算保険料額が相違しており、書類の再作成を行ったのですが、原因を伺うと、前年の申告会場で指摘を受け修正したものをそのままにしておいた、というケースがかなり見受けられました。

申告会場で修正されたことによって正しくなったという安心感があるのか、保険料照合時にチェックリストを確認しないまま年更作業に入ってしまったようです。

以前から説明していますが、労保連の総コンシステムと労働局のシステムは連動していません。労働局に修正申告をした場合、委託事業場マスターにて必ず労保連へご報告をお願いします。

なお、過年度分（H.28年度）についてはもう総コンでの処理は不可能ですので報告は不要です。当年度分（H.29年度）にかかる修正のみお願いします。

❖ 第2期分請求額一覧表の提出忘れはありませんか。

8月下旬頃に第2期用の「請求額一覧表」を発送致しました。これは年更時に提出して下さった「賃金データ」を元に算出した保険料額が印字されています。上記でふれたように、申告書類を手修正し「委託事業場マスター」を使用して申告済概算保険料額を修正したとしても反映はされていません。振替金額は「請求額一覧表」でダイレクトに修正することが必要です。逆に、請求額一覧表に記載した振替金額はマスターの申告済概算保険料額には反映されません。

事務組合代表者変更のお届をお忘れなく。

今回、創立40周年事業の記念誌を発刊するにあたり会員組合から名簿をご提出頂きましたが、労保連に登録されている代表者から交替されている組合がかなりありました。総コンをご利用されている組合は事務組合マスターの存在は良く御存知なのですが、別途統合様式第1号 名称・所在地等変更届の提出も必要となります。

こちらの書式は複写式ですので、必要な方は労保連事務局までご連絡下さい。

平成 29 年度労働保険加入促進業務について

今年度は委託契約の2年間となります。申請は単年度受付ですので、以下の点にご注意いただき、本年度も加入勧奨活動及び申請をお願い致します。

加入勧奨推進員証有効期限

有効期限は平成30年3月31日までとなっております。誤って破棄、あるいは紛失されると再発行には別途届が必要ですのでご注意ください。

特に紛失に関しては警察へ遺失届が必要となります。紛失届は手引 P37 にあります。

(会長印必須)

申請対象期間

年度単位の受付となります。

- ・調査説明費申請対象：平成29年4月1日～平成30年3月31日までの訪問分
- ・成功報酬費申請対象：平成29年4月1日～平成30年3月31日の間の新規成立分（受理印の日付で判断）

最終申請締切日は年度末近くになりましたらご連絡いたしますが、月次の締め切りは基本的に事務組合で月末、支部宛翌月5日必着でお願い致します。

～継続一括事業の取り扱いが変わりました！～

支店と本店が同時に新規成立した場合のみ成功報酬費の申請対象となります。

（本店分：労雇・支店分：労のみ）調査説明費は基本的に本店訪問時のみが対象となります。後から支店が出来て新規で成立しても対象外となりますのでご注意ください。

申請は愛知及び隣接県が対象ですが、継続一括の事業のみ遠隔地も対象となります。

～成功報酬費の添付書類について～

	① 成立届	② 事業所 設置届	③被保険者 資格取得等 確認通知書
両保険	○	○	×
労災のみ	○		
雇用のみ	○	○	×

資格取得等確認通知書は不要になりました！

① 保険関係成立届の写し（A4サイズにコピーして下さい）

② 適用事業所設置届事業主控の写し

現在加入促進業務を実施されていなくてご興味のある事務組合はお問合せ下さい。また、推進員の登録は複数名でも可能です。増員ご希望の事務組合はお申し出下さい。

《定期会議の開催状況》

第1回 正副会長会議

日 時：平成29年4月24日（月）午後1時半～ 会 場：愛知労保連会議室

第1回 理事会

日 時：平成29年4月24日（金）午後2時半～ 会 場：愛知労保連会議室

第1回 労働保険適正加入推進委員会

日 時：平成29年5月10日（水）午前11時～ 会 場：愛知労保連会議室

第1回 愛知労働保険未手続事業一掃対策協議会

日 時：平成29年5月10日（水）午後1時半～ 会 場：愛知労働局広小路庁舎

臨時 正副会長会議

日 時：平成29年5月19日（金）午前10時～ 会 場：愛知労保連会議室

第13回通常総代会・創立40周年記念式典・祝賀会

日 時：平成29年5月29日（月）午後3時～

会 場：名鉄グランドホテル11階 柏の間

次 第：平成28年年度事業報告並びに収支決算の承認について 他

愛知支部創立40周年記念式典・祝賀会

73事業所・個人に表彰・感謝状が授与されました

来賓は愛知労働局長、愛知県副知事はじめ46名の参加を頂きました。

第2回 正副会長会議

日 時：平成29年6月16日（月）午前11時～ 会 場：愛知労保連会議室

第3回 正副会長会議

日 時：平成29年7月5日（水）午後1時半～ 会 場：愛知労保連会議室

第1回 常任理事会

日 時：平成29年7月5日（水）午後2時15分～ 会 場：愛知労保連会議室

第3回 理事会

日 時：平成29年7月5日（水）午後3時15分～ 会 場：愛知労保連会議室

第2回労働保険適正加入推進委員会

日 時：平成29年8月21日（月）午前11時～ 会 場：愛知労保連会議室

第2回愛知労働保険未手続事業一掃対策協議会

日 時：平成29年8月21日（月）午後1時半～ 会 場：愛知労働局広小路庁舎

第4回 正副会長会議

日 時：平成29年8月29日（火）午後2時～ 会 場：愛知労保連会議室

第4回 理事会

日 時：平成29年8月29日（火）午後3時15分～ 会 場：愛知労保連会議室

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<u>2.4%</u>

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点 ①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

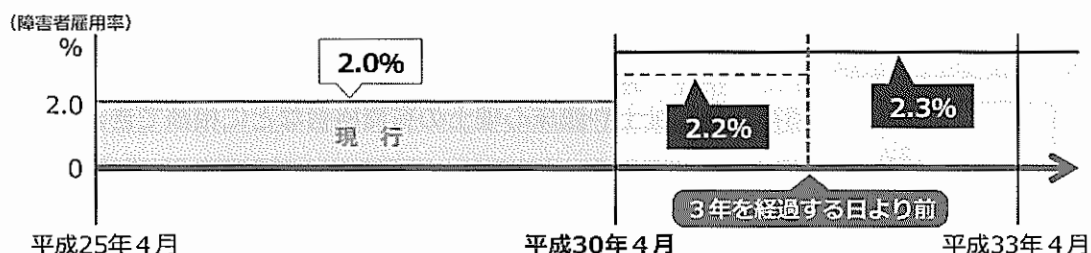
留意点 ②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくことになります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考) 障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

が始まります！

養成講座の概要

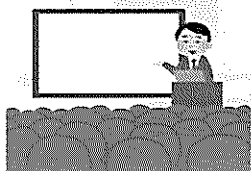
- ◆ メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆ 講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆ 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への
出前講座もあります



ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。
また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

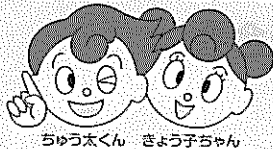
中退共 小企業退職金共済制度



中退共制度は中小企業の事業主が、
従業員に退職金を計画的に準備できる、国が認定した制度です。

さらにわかりやすい！

中退共制度について詳しい解説を **ホームページで動画配信中！**



中退共

検索



詳しい資料はホームページからご請求ください。
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-5955-8211



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

全国労保連 労働災害保険

手続き
簡単

労働災害への備えはできてますか。

従業員の、労災事故についての政府労災保険の上乗せ補償制度です。

保険料の
割引制度も
あります。

 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会